

資料 3

第 1 回鹿児島県犯罪被害者等支援条例検討委員会

3 九州各県の犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等支援条例 (目的)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による県民福祉の向上に寄与することを目的とする。
佐賀県	この条例は、予期せざる犯罪等に巻き込まれ、直接的、副次的な被害に苦しめられている犯罪被害者等に対して、社会全体がその立場に立ち、その心に寄り添った支援を行うことが大切であることから、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策について、その基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる佐賀県を目指すことを目的とする。
長崎県	この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、市町、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、県が実施する犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を県民が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。
熊本県	この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって県民が安心して暮らすことができる社会を実現することを目的とする。
大分県	<u>この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。</u>
宮崎県	この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的とする。

犯罪被害者等支援条例 (定義)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。</p> <p>(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。</p> <p>(3) 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(4) 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に接する行政若しくは司法機関の職員その他の関係者又は報道等により当該犯罪等を知る者の偏見、無理解等による心ない言葉や行動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。</p> <p>(5) 民間支援団体 県民、犯罪被害者等又は犯罪被害者等の支援に関する経験若しくは識見を有する者等によって構成され、本県において犯罪被害者等の支援を行うことを目的として継続的に活動する民間の団体をいう。</p>
佐賀県	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。</p> <p>(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。</p> <p>(3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穩な生活を営むことができるようにするための取組をいう。</p> <p>(4) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。</p>
長崎県	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。</p> <p>(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。</p> <p>(3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減して、再び平穩な生活を営むことができるようにするための取組をいう。</p> <p>(4) 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗(ひぼう)中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損(きそん)、私生活の平穩の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。</p> <p>(6) 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する団体をいう。)その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。</p>

熊 本 県	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。</p> <p>(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。</p> <p>(3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。</p> <p>(4) 二次被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見、無理解等による言動、インターネットを通じて行われる誹(ひ)謗(ぼう)中傷、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。</p> <p>(5) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。</p>
大 分 県	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。</p> <p>二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。</p> <p>三 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。</p> <p>四 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。</p>
宮 崎 県	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。</p> <p>(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。</p> <p>(3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見又は無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、日常生活の平穩の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。</p> <p>(4) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穩な日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。</p> <p>(5) 事業者県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。</p>

犯罪被害者等支援条例 (基本理念)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	<p>犯罪被害者等の支援は、全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。</p> <p>2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次的被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に対応することを旨として推進されなければならない。</p> <p>3 犯罪被害者等の支援は、早期に犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう、被害発生時から犯罪被害者等の立場に配慮した適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。</p> <p>4 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものが相互に連携を図り、協力することにより円滑に実施するとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを旨として推進されなければならない。</p>
佐賀県	<p>全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。</p> <p>2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されなければならない。</p> <p>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることを旨として推進されなければならない。</p> <p>4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の関係するものが相互に連携協力して推進されなければならない。</p>
長崎県	<p>犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。</p> <p>2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。</p> <p>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。</p> <p>4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。</p>
熊本県	<p>全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。</p> <p>2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。</p> <p>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。</p>

大分県	<p>犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。</p> <p>2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。</p> <p>3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。</p> <p>4 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。</p>
宮崎県	<p>犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。</p> <p>(2) 犯罪被害者等が受けた被害（二次被害を含む。）の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の犯罪被害者等の事情に応じて、適切に行われること。</p> <p>(3) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されること。</p> <p><u>(4) 国、県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の形成を促進すること。</u></p>

犯罪被害者等支援条例 (県の責務)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	<p>県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。</p>
佐賀県	<p>県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>
長崎県	<p><u>県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</u></p>
熊本県	<p>県は、前条に規定する基本理念（第6条から第8条までにおいて「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。 2 県は、前項の施策の実施に当たっては、市町村その他犯罪被害者等支援に係る機関及び団体との連携を図るものとする。</p>
大分県	<p>県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>
宮崎県	<p>県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。 2 県は、国、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に係るものと緊密に連携し、及び相互に協力して、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に取り組むとともに、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。 3 県は、前項の規定による取組に当たっては、犯罪被害者等がいずれの機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。 4 県は、犯罪被害者等支援のために必要な範囲において、他の都道府県との情報の共有その他の連携に努めるものとする。</p>

犯罪被害者等支援条例 (県民の責務)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせないように十分に配慮して行動するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。
佐賀県	県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分に配慮するとともに、県及び市町が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めなければならない。
長崎県	県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。
熊本県	県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、 <u>県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</u>
大分県	県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。
宮崎県	県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するよう努めるとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

犯罪被害者等支援条例 (事業者の責務)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	<p>事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせないように十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、雇用する犯罪被害者等が受けた被害の回復若しくは軽減を図り、又はその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、当該犯罪被害者等の就労に関し必要な配慮を行うよう努めなければならない。</p>
佐賀県	<p>事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分に配慮するとともに、犯罪被害者等支援に努めるものとする。</p>
長崎県	<p>事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労に十分に配慮するよう努めるものとする。</p>
熊本県	<p><u>事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、事業活動に伴う二次被害の防止及び従業員である犯罪被害者等の就労について十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</u></p>
大分県	<p>事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>
宮崎県	<p>事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するよう努めるとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、雇用する犯罪被害者等が受けた被害の回復若しくは軽減を図り、又はその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、当該犯罪被害者等の就労に関し必要な配慮を行うよう努めるものとする。</p>

犯罪被害者等支援条例 (民間支援団体の責務)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識又は経験を生かし、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。
佐賀県	民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県及び市町が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
長崎県	<u>民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識又は経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。</u>
熊本県	民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
大分県	民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。
宮崎県	民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

犯罪被害者等支援条例 (市町村に対する支援)

【参考条項】

都道府県	条文
長崎県	<p>市町は、基本理念にのっとり、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。</p>
熊本県	<p>県は、犯罪被害者等支援において市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。</p>
宮崎県	<p>県は、犯罪被害者等支援において市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が犯罪被害者等支援施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うよう努めるものとする。</p>

犯罪被害者等支援条例 (推進体制の整備)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	<p>県は、国の関係機関、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関わるものと緊密に連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。</p> <p>2 前項の体制を整備するに当たっては、犯罪被害者等がいずれの団体又は機関に支援を求めた場合においても同様に、必要とする支援が受けられるものとするよう努めるものとする。</p> <p>3 県は、犯罪被害者等の支援のために必要な範囲において、他の都道府県と情報の共有その他の連携に努めるものとする。</p>
佐賀県	<p>県は、国、市町、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に係る機関と連携して、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。</p>
長崎県	<p>県は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置し、犯罪被害者等支援に係る部局等が連携し、相互に協力して適切な支援を実施するものとする。</p> <p>2 県は、<u>国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。</u></p> <p>3 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係る機関及び団体と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、必要な緊急の支援を実施するものとする。</p>
熊本県	<p>県は、市町村その他犯罪被害者等支援に係る機関及び団体と連携し、相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。</p> <p>2 県は、県内において犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村その他犯罪被害者等支援に係る機関及び団体と協力して、必要な緊急の支援を実施するものとする。</p>
大分県	<p>県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。</p>

犯罪被害者等支援条例 (緊急支援の実施)

【参考条項】

都道府県	条文
長 崎 県	<p>県は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置し、犯罪被害者等支援に関係する部局等が連携し、相互に協力して適切な支援を実施するものとする。</p> <p>2 県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。</p> <p>3 県は、<u>県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、必要な緊急の支援を実施するものとする。</u></p>
熊 本 県	<p>県は、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と連携し、相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。</p> <p>2 県は、<u>県内において犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と協力して、必要な緊急の支援を実施するものとする。</u></p>

犯罪被害者等支援条例 (計画の策定)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	<p>知事は、第4条の規定に基づき犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針</p> <p>(2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策</p> <p>(3) 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項</p> <p>3 知事は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、市町村及び前条第1項の規定により連携協力する民間支援団体の意見を聴くとともに、次に掲げる事項について、議会の議決を経るものとする。</p> <p>(1) 前項第1号の基本方針</p> <p>(2) 前項第2号の具体的施策のうち、基本的なものに関すること。</p> <p>4 知事は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>5 前二項の規定は、支援計画の変更について準用する。</p>
佐賀県	<p>県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 犯罪被害者等支援に関する施策についての基本方針</p> <p>(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項</p> <p>3 県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>(意見の把握・反映)</p> <p>県は、犯罪被害者等支援に関する施策の推進に当たっては、犯罪被害者等をはじめ広く県民から意見を聴き、その反映に努めるものとする。</p>
長崎県	<p>県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「支援計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針</p> <p>(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項</p> <p>3 県は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 県は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>5 前2項の規定は、支援計画の変更について準用する。</p>
宮崎県	<p>県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針</p> <p>(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項</p> <p>3 県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>4 県は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。</p>

【指針の策定】

熊本県	<p>県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する指針（以下この条及び附則第2項において「支援指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 支援指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針</p> <p>(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策</p> <p>(3) その他犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項</p> <p>3 知事は、支援指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>4 前項の規定は、支援指針の変更について準用する。</p>
大分県	<p>県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 犯罪被害者等の支援に関する基本方針</p> <p>二 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項</p> <p>3 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 県は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>5 前2項の規定は、指針の変更について準用する。</p>

【施策の実施状況】

福岡県	<p>知事は、毎年度、県が実施した犯罪被害者等支援施策の状況を公表するものとする。</p>
長崎県	<p>県は、毎年度、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。</p>
大分県	<p>県は、毎年度、犯罪被害者等の支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。</p>

犯罪被害者等支援条例 (財政上の措置)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
佐賀県	県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
長崎県	<u>県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</u>
熊本県	県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
大分県	県は、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
宮崎県	県は、犯罪被害者等支援施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

犯罪被害者等支援条例 (相談及び情報提供)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	<p>県は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等による被害の発生時から、市町村とも連携し、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。</p> <p>2 県は、前項の相談並びに情報の提供及び助言のため必要があると認めるときは、支援計画に定めるところにより、法律、保健医療等に関するそれぞれの専門家又は犯罪被害者等の支援に精通している者を紹介し、又は派遣する等の施策を講ずるものとする。</p>
佐賀県	<p>県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。</p>
長崎県	<p>県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
熊本県	<p>県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
大分県	<p>県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。</p>
宮崎県	<p>県は、犯罪被害者等その他犯罪等により支援が必要と認められる者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、これらの者が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

犯罪被害者等支援条例 (経済的負担の軽減)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	県は、犯罪被害者等が受けた被害に起因する経済的負担の軽減を図るため、支援計画で定めるところにより、経済的な助成に関する情報の提供及び助言を行い、その他必要な施策を講ずるものとする。
佐賀県	県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。
長崎県	<u>県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。</u>
熊本県	県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。
大分県	県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。
宮崎県	県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする

犯罪被害者等支援条例 (保健医療及び福祉サービスの提供)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	<p>県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、支援計画に定めるところにより、犯罪被害者等の心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、犯罪被害者等が学校に通学し、又は施設等に入所しているときは、当該学校又は施設等の管理者は、当該犯罪被害者等に対し発達段階に応じた特別の配慮を行うよう努めるものとする。</p> <p>3 県は、前項の学校又は施設等の管理者に対し、児童心理等に関する専門家の助言が受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>
佐賀県	<p>県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>
長崎県	<p>県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>
熊本県	<p>県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>
大分県	<p>県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス及び学校における支援が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>
宮崎県	<p>県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるように、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>

犯罪被害者等支援条例 (安全の確保)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	<p>県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続、少年法（昭和23年法律第168号）第3条の審判の手続等に証人等として関与する場合における特別の配慮、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
長崎県	<p>県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、病院等への付添い、家事、育児等に係る支援を行う等の必要な施策を講ずるものとする。</p>
熊本県	<p><u>県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>
大分県	<p>県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
宮崎県	<p>県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害（二次被害を含む。）を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

犯罪被害者等支援条例 (居住の安定)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	<p>県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図るため、支援計画に定めるところにより、県営住宅（福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供（特別の事情があるときは広域的な提供を含む。）その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
佐賀県	<p>県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用に供する住居の提供等必要な施策を講ずるものとする。</p>
長崎県	<p><u>県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（長崎県営住宅条例（平成9年長崎県条例第31号）第2条第5号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>
熊本県	<p>県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（熊本県営住宅条例（昭和35年熊本県条例第11号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
大分県	<p>県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例（平成9年大分県条例第27号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
宮崎県	<p>県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）第3条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

犯罪被害者等支援条例 (雇用の安定)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	<p>県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに職場における二次的被害を防止するため、支援計画に定めるところにより、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深める広報、啓発等を行い、その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、犯罪被害者等を雇用する事業者が求めるときは、第13条の規定に準じて、事業者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。</p>
佐賀県	<p>県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。</p>
長崎県	<p>県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
熊本県	<p><u>県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深めるための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>
大分県	<p>県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、<u>犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるため、事業者に対する二次的被害の防止等に係る啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>
宮崎県	<p>県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

犯罪被害者等支援条例 (保護又は捜査の過程における配慮)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	<p>県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る事件若しくは事故の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員を配置し、又は関係機関に協力を求める等必要な施策を講ずるものとする。</p>
佐賀県	<p>県は、犯罪被害者等の保護又はその被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員の配置等必要な施策を講ずるものとする。</p>
熊本県	<p>県は、犯罪被害者等の保護又はその被害に係る刑事事件の捜査の過程において、<u>名誉、生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう必要な施策を講ずるものとする。</u></p>
宮崎県	<p><u>県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員の配置、関係機関への協力要請その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>

犯罪被害者等支援条例 (県民の理解の増進)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	<p>県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について県民の理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするとともに、二次的被害を防止するため、支援計画に定めるところにより、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
佐賀県	<p>県は、社会全体として犯罪被害者等支援が推進されるよう、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。</p>
長崎県	<p><u>県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>
熊本県	<p>県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深め、並びに二次被害の防止を図るため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
大分県	<p>県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について県民の理解を深めるため、二次的被害の防止等に係る広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
宮崎県	<p>県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について県民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

犯罪被害者等支援条例 (学校における教育)

【参考条項】

都道府県	条文
長崎県	<p>県は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性等について理解を深めることに資する教育が行われるよう、講師の派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。</p>
宮崎県	<p>県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性に関する教育が学校において行われるよう、講師の派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

【未成年者への配慮】

福岡県	<p>2 前項の場合において、犯罪被害者等が学校に通学し、又は施設等に入所しているときは、当該学校又は施設等の管理者は、当該犯罪被害者等に対し発達段階に応じた特別の配慮を行うよう努めるものとする。</p> <p>3 県は、前項の学校又は施設等の管理者に対し、児童心理等に関する専門家の助言が受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>
熊本県	<p>県は、犯罪被害者等が未成年者であるときは、その心情に十分な配慮がなされ、当該犯罪被害者等の負担が軽減されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>

犯罪被害者等支援条例 (人材の育成)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	<p>県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等に対する支援の充実を図るため、支援計画に定めるところにより、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものの職員等に対する研修の実施その他の必要な施策を講じ、犯罪被害者等の支援を担う人材の育成に努めるものとする。</p> <p>2 前項の人材の育成は、この条例の目的、基本理念及び二次的被害の防止その他のこの条例に定める犯罪被害者等支援施策の意義について理解を深めさせることを基本として行うものとする。</p>
佐賀県	<p>県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。</p>
長崎県	<p>県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援の充実を図るため、県及び市町の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な施策を講じ、犯罪被害者等支援を担う人材の育成に努めるものとする。</p>
熊本県	<p>県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
大分県	<p>県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について県民の理解を深めるため、二次的被害の防止等に係る広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、犯罪被害者等の支援が適切に行われるようにするため、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものの職員等に対する二次的被害の防止に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
宮崎県	<p>県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

犯罪被害者等支援条例 (民間支援団体に対する支援)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	<p>県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供若しくは助言又は支援に従事する者が支援活動に伴い心身に被害を受けることを防止するための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
佐賀県	<p>県は、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及びそれらの団体を組織しようとする者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、助言等必要な施策を講ずるものとする。</p>
長崎県	<p>県は、民間支援団体その他の関係する者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
熊本県	<p>県は、民間支援団体の活動を促進するため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
大分県	<p>県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
宮崎県	<p>県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

犯罪被害者等支援条例 (個人情報適切な管理)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	<p>知事その他の県の執行機関は、犯罪被害者等及び関係者の個人情報その他適切な管理を要する情報の取扱いの方法等を定め、その職員に遵守させるとともに、市町村、民間支援団体等との連携協力のためこれらの情報を提供するときは、その職員、構成員等に当該情報を県の職員に準じて適切に取り扱わせるよう求めるものとする。</p>
東京都	<p>都は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。</p> <p>2 都は、支援従事者に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。</p>
香川県	<p><u>県及び市町その他犯罪被害者等支援に従事する者は、犯罪被害者等支援における個人情報保護の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。</u></p>
高知県	<p><u>県、事業者、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係するものは、犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報を適正に取り扱わなければならない。</u></p>

参考 犯罪被害者等支援条例 (市町村の責務)

【参考条項】

都道府県	条文
長崎県	<p>市町は、基本理念にのっとり、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。</p>
大分県	<p>市町村は、地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 県は、市町村が犯罪被害者等の支援を行うために必要な情報の提供及び助言その他の協力を行うものとする。</p>

(損害賠償に係る情報提供・支援)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	<p>県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、支援計画に定めるところにより、殺人及び支援計画に定める心身に重大な損害を与える犯罪等に係る犯罪被害者等が行う損害賠償請求訴訟に関し、犯罪被害者等の状況を踏まえ、必要かつ適切な援助に関する施策を講ずるよう努めるものとする。</p>
熊本県	<p>県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、損害賠償の請求に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

(日常生活の支援)

【参考条項】

都道府県	条文
福岡県	<p>県は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、支援計画に定めるところにより、病院等への付添い、家事、育児、介護等に係る援助その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
大分県	<p>県は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、病院等への付添い、育児等に係る援助その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
佐賀県	<p>県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。</p>
宮崎県	<p>県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>